

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

香川県人事委員会委員長 関 谷 利 裕

### 香川県人事委員会規則第6号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第5条の2、第5条の4関係）		別表第1（第5条の2、第5条の4関係）	
職	割合	職	割合
略 総室長（ <u>デジタル戦略総室長</u> を除く。）	略	略 総室長	100分の25
略 東京事務所長 <u>ミュージアム館長</u> 地域監	略	略 東京事務所長  地域監	100分の20
略 政策調整監 <u>デジタル戦略総室長</u> 知事公室長 略 本部部長 <u>統括参事官</u> 政策・国際企画官 略	略	略 政策調整監  知事公室長 略 本部部長 <u>※統括参事官</u> 政策・国際企画官 略	100分の15
略 大阪事務所長 <u>農業試験場長</u> 長尾土木事務所長 略 教育次長  参事官	略	略 大阪事務所長  長尾土木事務所長 略 教育次長 <u>統括参事官</u> 参事官	100分の10

略
略

別表第2（第5条の3関係）

給料表	職員	割合
略		
6 医療職給料表(三)	略	
	(2) 主幹である職員及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	略	
略		

略
略

別表第2（第5条の3関係）

給料表	職員	割合
略		
6 医療職給料表(三)	略	
	(2) 主幹である職員及び人事委員会の認める職員	100分の15
	略	
略		

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。